

○違反者講習実施規程

北海道警察本部告示第87号

平成10年9月29日

改正 平成11年3月12日北海道警察本部告示第18号、12年10月17日第101号、14年5月31日第97号、17年1月21日第13号、17年5月31日第79号、17年9月2日第132号、19年6月1日第73号、22年10月29日第375号、24年10月2日第355号、25年12月27日第428号、28年3月18日第144号、29年3月10日第140号、30年3月16日第142号、令和3年3月30日第178号、5年6月30日第371号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の規定に基づき、違反者講習実施規程を次のように定める。

違反者講習実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第7章の3の規定による違反者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表1の違反者講習実施基準に従い実施するものとする。

2 規則第36条の6第1項に規定する社会参加活動（以下「社会参加活動」という。）の体験は、別表2の社会参加活動実施細目に基づき行うものとする。

3 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による診断と指導」という。）は、普通自動車にあっては別表3の四輪車コースの設定の基準と診断の着眼点に、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車（以下「二輪車」という。）にあっては別表4の二輪車コースの設定の基準と診断の着眼点及び別表5の二輪車技能診断課題設定の基準に基づき行うものとする。

（学級編成）

第3条 規則第36条の6第1項に規定する社会参加活動を含む講習及び社会参加活動を含まない講習は、いずれも原則として1学級9人編成とし、受講者の保有する運転免許の種類に応じて四輪車学級又は二輪車学級を編成して行うものとする。この場合において、受講人員が少ないため、これらの区分による学級編成が困難であるときは、講習事項の一部について合同で行うことができる。

（講習用教材等）

第4条 講習に使用する教材等は、講習にふさわしい教本並びに交通実態、危険予測、事故事例等に関する資料及び視聴覚教材（以下「視聴覚教材等」という。）で北海道警察本部交通部長（第19条第2項において「交通部長」という。）が指定するもの並びに運転適性検査用紙のほか、次に掲げるとおりとする。ただし、各方面の交通実態等に応じた視聴覚教材等で当該方面本部長が指定するものを使用する場合は、この限りでない。

(1) 実車による診断と指導に使用する自動車等は、次のとおりとする。

ア 普通自動車 マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキを備えたもの

イ 大型自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの

ウ 普通自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの

エ 一般原動機付自転車 原則としてスクータータイプのもの

(2) 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による診断と指導」という。）に使用する運転シミュレーターは、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用とする。ただし、やむを得ない場合は、一般原動機付自転車用の運転シミュレーターに替えて自動二輪車用の運転シミュレーターを使用することができる。

(3) 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材の使用による診断と指導」という。）に使用する運転適性検査器材は、動体視力及び夜間視力の変化を測定する検査器並びに運転において

必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材とする。

(講習車両の特例等)

第5条 実車による診断と指導に使用する車両（以下「講習車両」という。）は、原則として受講者が保有する運転免許の種類に対応する自動車等とする。ただし、講習車両以外の運転免許を保有する者にあつては、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 大型免許、中型免許又は準中型免許の保有者は、普通自動車とする。
- (2) 大型自動二輪免許の保有者は、大型自動二輪車とする。ただし、大型自動二輪車がない場合等には普通自動二輪車とする。
- (3) 大型特殊免許の保有者は、四輪車用運転シミュレーター又は一般原動機付自転車とする。

2 受講者が、身体障害者であつて自己の保有する改造車両の持込みを希望する場合は、当該車両の使用を認めるものとする。この場合において、当該受講者に対し、あらかじめ講習手数料は減額されないことを教示するものとする。

3 四輪車による講習において、特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）が付されている者に対しては、当該特定後写鏡等を使用することとする。

4 講習車両には、普通自動車にあつては車両の前後のいずれかに、二輪車にあつては車両の後方のそれぞれ見やすい位置に、標識（別記様式第1号）を表示しなければならない。

(講習方法)

第6条 講習方法は、第2条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実車による診断と指導は、受講者3人を1グループに編成し、1グループに1人の講習指導員（以下「指導員」という。）を配置して、学級編成の区分に応じ、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 四輪車学級 指導員及び受講者3人が講習車両に乗車し、受講者に交替で運転させ、その診断結果に基づき個別に指導する。

イ 二輪車学級 受講者に交替で講習車両を運転させ、その診断結果に基づき個別に指導する。

- (2) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保できるための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

- (3) 降雪等の悪天候により、実車による診断と指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

- (4) 運転シミュレーター操作による診断と指導は、当分の間、運転シミュレーターのほか模擬運転装置を使用することができるものとする。

- (5) 運転適性検査器材の使用による診断と指導は、第4条第3号に規定する器材の現有数及び受講者数を勘案した班編制とし、各器材を交替で使用させて行うものとする。

- (6) 規則第36条の6第2項及び第3項の学科講習は、普通教場での集合講習とし、講義式により行うものとする。

(講習会場等)

第7条 規則第36条の9第1項に規定する講習の会場は、講習の効果及び受講者の利便を考慮して設定するものとする。

2 前項の講習会場には、その入口に北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「道公安委員会」という。）が行う講習であることを明示する看板等を掲示するものとする。

(講習の頻度)

第8条 講習日は、受講者の利便、講習の実施体制等を勘案して、おおむね等間隔に毎月2回以上実施するものとする。

(講習実施責任者)

第9条 講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習会場ごとに講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 安全運転学校 安全運転学校の長

(2) 安全運転教室 当該安全運転教室で講習を行う指導員のうちから安全運転学校の長が指定するもの

2 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

(講習計画の承認)

第10条 規則第48条に規定する管理者（以下「管理者」という。）は、受託に係る講習に関し、違反者講習実施計画書（別記様式第2号）により、委託契約締結後速やかに、年間の講習計画を策定し、規則第50条の規定による承認を受けなければならない。

2 管理者は、北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）と協議の上、1月ごとに違反者講習実施細目計画書（別記様式第3号）により月間講習計画を策定し、本部主管課長に提出するものとする。

3 管理者は、前項の規定により提出した月間講習計画を変更しようとするときは、速やかに本部主管課長に変更の報告をしなければならない。

(管理台帳の作成)

第11条 本部主管課長は、電子計算組織による運転免許関係資料の集中管理業務を通じて、道路交通法(昭和35年法律第105号)第102条の2の規定による講習の受講対象に該当することとなった者（以下「講習対象者」という。）を選別し、違反者講習管理台帳（別記様式第4号）を作成するものとする。

(講習の通知)

第12条 本部主管課長は、講習対象者に対し、道路交通法施行規則第38条の4の2に規定する違反者講習通知書（次項及び第14条において「通知書」という。）に講習を行う理由並びに講習の日時及び場所を記載し、封書による配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもので通知するものとする。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 講習の実施区分及びこれを選択して受講できること。
- (2) 選択した講習の区分を本部主管課に電話等により速やかに連絡すること。
- (3) 受講の手続
- (4) 講習の内容と所要時間
- (5) 携行品（通知書、運転免許証、講習手数料、通知手数料及び筆記用具）
- (6) 社会参加活動及び実車による診断と指導を受講する場合の留意事項
- (7) やむを得ない理由により受講できない場合の連絡先

3 本部主管課長は、講習対象者から、指定された講習の日時又は場所での受講が困難でありその変更を希望する旨の申出を受けた場合は、当該講習対象者が通知を受けた日の翌日から起算して1か月以内（以下「受講期間」という。）に他の講習の日時又は場所での受講の機会が確保できるときは、変更を認めて受講させるものとする。

4 本部主管課長は、講習対象者から、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第37条の8第3項に規定するやむを得ない理由による受講期間内に受講することができないためその後の受講を希望する旨の申出を受けた場合は、やむを得ない理由のあったことを証するに足る書類を提出させ、当該書類により相当な理由の確認ができたときは、速やかに講習の日時及び場所を指定し受講させるものとする。

5 本部主管課長は、前各号の規定により講習の受講予定者を確認した場合は、違反者講習受講予定者通知書（別記様式第5号）を2部作成し、1部を講習日の前日までに管理者に送付するものとする。

(講習の移送等)

第13条 本部主管課長は、前条第1項の規定による通知をしようとする場合において、講習対象者がその住所地を他の都府県又は他の方面管内に変更していたときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、現にその住所地を管轄する公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）に違反者講習移送通知書（別記様式第6号又は別記

様式第7号)を速やかに送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた新公安委員会(道公安委員会に限る。第3項において同じ。)に係る本部主管課長は、速やかに当該講習対象者に前条第1項の規定による通知を行うものとする。

- 本部主管課長は、前条第1項の規定による通知をした後に、講習対象者が他の都府県又は他の方面管内に住所地を変更した場合において、当該講習対象者が新公安委員会の行う講習の受講を希望するときは、その者に対し、速やかに住所変更の届出を行った上で新公安委員会に受講の申出を行うよう指導するものとする。この場合において、当該講習対象者の旧住所地を管轄する公安委員会に係る本部主管課長は、自ら又は新公安委員会からの連絡を受けて、新公安委員会に違反者講習通知移送通知書(別記様式第8号又は別記様式第9号)を送付するものとする。

- 違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けた新公安委員会に係る本部主管課長は、当該講習対象者が受講期間内に講習を受講しなかった場合において、その者が施行令第37条の8第2項に規定する基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会に違反者講習期間経過通知書(別記様式第10号又は別記様式第11号)を送付するものとする。

(講習手続等)

第14条 責任者は、講習を受けようとする者から受講の申請があったときは、講習の区分ごとの講習手数料及び通知手数料として、規則第36条の11第2項の違反者講習受講申請書及び違反者講習通知手数料納付書(別記様式第12号。第19条において「受講申請書等」という。)にそれぞれ所要の北海道収入証紙を貼付させて受け付けるものとする。

- 責任者は、前項の場合において、講習を受けようとする者から通知書の提出を受けるとともに、提示された運転免許証により、その者が講習対象者であること及び受講期間を経過していないことの確認を行うものとする。

- 前項に規定する受講期間を経過していないことの確認は、通知書に記載する日付及び本人の申告に基づき判断し、受講期間を経過しているおそれがあると認めるときは、直ちに本部主管課長に報告の上、その確認を受けた後でなければ講習を受けさせることができないものとする。この場合において、講習を受けようとする者から施行令第37条の8第3項に規定するやむを得ない理由のあったことを証するに足る書類の提出を受けたときは、本部主管課長に当該書類に記載する理由の確認を受けるものとする。

- 責任者は、前3項の規定により講習の受付をした受講者について、講習日ごとに違反者講習受講者名簿(別記様式第13号)を作成するものとする。

(受講者の確認)

第15条 指導員は、講習の出席状況を確認するため、講習の開始時に違反者講習受講者名簿により点呼を実施し、欠講者のあるときは、その旨を当該受講者名簿に付記するものとする。

(講習終了証明書の交付)

第16条 責任者は、講習を終了した者から規則第36条の11第3項に規定する違反者講習終了証明書(第18条において「講習終了証明書」という。)の交付を希望する旨の申出があったときは、これを交付するものとする。

(事故防止)

第17条 指導員は、実車による診断と指導を実施する場合は、講習車両の運行前の点検を励行するとともに、普通自動車の運転者及び同乗者に座席ベルトを着装させ、二輪車の運転者にヘルメット、手袋等を着用させるなど講習の実施に係る事故の未然防止に努めなければならない。

- 指導員は、社会参加活動の体験を実施する場合は、受傷事故、紛議事案等の防止に十分配慮しなければならない。

- 指導員は、講習中に事故が発生したときは、負傷者の救護その他応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の発生日時及び場所、負傷者の数及び負傷の程度並びに事故の状況を管理者に報告しなければならない。

- 前項の規定による報告を受けた管理者は、速やかにその内容を本部主管課長に報告しなければならない。

(委託する事務の範囲)

第18条 受託者が行う講習の実施に関する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習の実施に必要な施設、教材等の提供
- (2) 指導員の確保
- (3) 講習の受付
- (4) 講習の実施
- (5) 講習終了証明書の作成及び交付
- (6) 前各号の事務に付随する事務

(結果報告)

第19条 管理者は、講習を実施した都度、直ちに違反者講習結果報告書（別記様式第14号）に受講申請書等を添え、本部主管課長を経由して道公安委員会に講習の結果を報告しなければならない。この場合において、本部主管課長は、講習を終了した者について、電子計算組織による運転免許関係資料の集中管理業務を通じて違反者講習受講済みの登録を行うものとする。

2 管理者は、各月ごとの講習の実施結果を、次に掲げる報告書により翌月の10日までに交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。

- (1) 違反者講習実績報告書（別記様式第15号）
- (2) 違反者講習運転適性診断実施状況報告書（別記様式第16号）
- (3) 違反者講習運転適性診断実施結果報告書（別記様式第17号）

(簿冊の備付)

第20条 受託者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 違反者講習実施計画書
- (2) 違反者講習実施細目計画書
- (3) 違反者講習受講予定者通知書
- (4) 違反者講習受講者名簿
- (5) 違反者講習業務日誌（別記様式第18号）
- (6) 講習指導員名簿（別記様式第19号）
- (7) その他委託に係る関係書類

2 前項の簿冊を保存すべき期間は、委託事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則〔平成11年北海道警察本部告示第18号〕

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年北海道警察本部告示第101号〕

この規程は、平成12年10月17日から施行する。

附 則〔平成14年北海道警察本部告示第97号〕

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則〔平成17年北海道警察本部告示第13号〕

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則〔平成17年北海道警察本部告示第79号〕

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則〔平成17年北海道警察本部告示第132号〕

この規程は、平成17年9月2日から施行する。

附 則〔平成19年北海道警察本部告示第73号〕

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則〔平成22年北海道警察本部告示第375号〕

この規程は、平成22年10月29日から施行する。

附 則〔平成24年北海道警察本部告示第355号〕

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

附 則〔平成25年北海道警察本部告示第428号〕

この規程は、平成25年12月27日から施行する。

附 則〔平成28年北海道警察本部告示第144号〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年北海道警察本部告示第140号〕

この規程は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表6の規程は、同年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年北海道警察本部告示第142号〕

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年北海道警察本部告示第178号〕

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附 則〔令和5年北海道警察本部告示第371号〕

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

違反者講習実施基準

四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		120分
2 運転適性についての診断と指導①	筆記による運転適性検査の実施 ○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査82-3）により実施する。 ○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。 (2) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 本道及び地域の運転者に起因する交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。 (3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。	
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。 (2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。		

	(2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。 (3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為５～７種を抽出し、事故防止のポイントを説明する。 ○ 注意力の集中 ○ ゆずり合いの気持ちの保持 ○ 「かもしれない運転」の励行 ○ 「だろう運転」は交通事故の原因 ○ 良好な心身の状態の保持 ○ 運転技能を過信しない運転	
6 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。 (2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。 (3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。 (4) 高速運転（スピード）危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。	
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 日常点検の必要性和点検項目、点検要領等を説明する。 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。 (3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。

	特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。 (4) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。 (5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。 (6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。 (7) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。 (8) 危険な場所等での通行 カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 冬道の危険性及び安全運転について説明する。 (9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。 (10) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。 (11) 事故と故障時の措置		
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法	身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	30分
9 運転適性についての診断と指導②	運転適性検査器材の使用による診断と指導 ○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	30分

○ 社会参加活動を含む講習

10 社会参加活動	(1) 活動を体験する趣旨及び活動方法の説明 (2) 受傷事故、トラブル防止等の指示説明 (3) 現場活動 活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行う。	○ 活動資器材を使用する。	150分
11 考査	講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評		30分

	して安全運転の動機付けをする。		
--	-----------------	--	--

備考1 休憩時間は、講習時間外に适当時間設けること。

- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略し、その時間を充てることができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

10 運転適性についての診断と指導③	(1) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導 運転シミュレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。	実技 ○ 自動車、運転シミュレーター及び視聴覚教材等を使用する。 ○ 事故に結びつきやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
11 面接指導	(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 (2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	30分
12 考査	講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して安全運転の動機付けをする。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。

- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ 省略した時間を充てることができる。

- 3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

二輪運転者用

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	時 間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 ○ 受講者の学習意欲を高める。		120分

2 運転適性についての診断と指導①	筆記による運転適性検査の実施 ○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査82-3）により実施する。 ○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。
3 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。 (2) 二輪車事故の実態及び特徴 本道及び地域の二輪車による交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。 (3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。 (2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。 (2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。 (3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを説明する。 ○ 注意力の集中 ○ ゆずり合いの気持ちの保持 ○ 「かもしれない運転」の励行	

	○ 「だろろ運転」は交通事故の原因 ○ 良好な心身の状態の保持 ○ 運転技能を過信しない運転	
6 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。 (2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。 (3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し正しい着用の習慣づけを図る。 (4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。 (5) 人間の感覚と判断能力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。	
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。 イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。 (3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。 (4) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。 (5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。 (6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。 (7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。 (8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。 (9) 高速道路の通行	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。

	高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。 (10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。		
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法	身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	30分
9 運転適性についての診断と指導②	運転適性検査器材の使用による診断と指導 ○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	30分

○ 社会参加活動を含む講習

10 社会参加活動	(1) 活動を体験する趣旨及び活動方法の説明 (2) 受傷事故、トラブル防止等の指示説明 (3) 現在活動 活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行う。	○ 活動資器材を使用する。	150分
11 考査	講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して安全運転の動機付けをする。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間外に適当時間設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略し、その時間を充てることができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

10 運転適性についての診断と指導③	(1) 実車による診断と指導 実車を運転させ、運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ア 日常点検 運行前の点検ポイントを説明する。 イ 乗車姿勢 乗車姿勢の基本を説明する。 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練	実技 ○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、一般原動機付自転車、運転シミュレーター及び視聴覚教材等を使用する。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、できる限り手袋、衣服及び履物	120分
--------------------	--	--	------

	(7) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導 運転シミュレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。	についても乗車に適した準備をさせて実施する。 ○ 速度30キロメートル毎時程度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	
11 面接指導	(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 (2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	30分
12 考査	講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して安全運転の動機付けをする。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ 省略した時間を充てることができる。

3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

別表2（第2条関係）

社会参加活動実施細目

1 社会参加活動の体験の趣旨

違反者講習における社会参加活動は、歩行者の安全運行のための補助・誘導・交通安全の広報啓発その他道路における交通の安全と円滑に資する活動を受講者に体験させることにより、自らの運転行動の改善を促し、運転者としての資質の向上に資するものとする。

2 指導員の配置

講習指導員（規則第36条の10第2項に規定する社会参加活動を体験させるための引率及び指導のみに従事する者を含む。以下同じ。）は、講習当日の受講人員、活動内容及び方法に応じ、受傷事故の防止上、必要と認める人員を配置するものとする。

3 実施時間

社会参加活動を体験させる時間は、当該活動終了後に引き続き実施する考査時間を考慮し、移動時間を含めて2時間30分とする。

4 活動場所の設定等

社会参加活動を体験させる場所（以下「活動場所」という。）は、次に掲げるところにより、受託者において設定するものとする。

(1) 道路における活動場所は、車両及び歩行者の通行量が適度にあり、かつ、社会参加活動を行うのに効果的な場所を安全運転学校及び安全運転教室ごとに、移動時間を考慮して3か所以上を設定しておくこと。

(2) 道路における活動場所の設定に当たっては、当該活動場所を管轄する警察署長と事前に協議すること。

5 活動の内容

受託者は、次の表に掲げる活動内容を選定し、同表に定める実施方法及び使用資器材により受講者に社会参加活動を体験させるものとする。ただし、同表に掲げるもののほか、運転者の資質の向上に資するものとして適当と認める社会参加活動を体験させようとするときは、あらかじめ本部主管課長と協議するものとする。

活 動 内 容	実 施 方 法	使 用 資 器 材
(1) 歩行者の安全通行のための補助・誘導	交差点、横断歩道、通学路等において、高齢者、子供及び身体障害者を重点とした歩行者の安全な通行のための補助・誘導を行う。	横断旗、停止棒、交通腕章、安全チョッキ、警笛等
(2) 交通安全の呼び掛け	主要道路の交通要点、交通事故多発地点等において、通行車両に対し、シートベルト着用、スピードダウン運転等の励行及び歩行者に対する安全通行の呼びかけを行う。	手旗、のぼり、交通腕章、帽子等
(3) 交通安全普及のための広報チラシ等の配布	デパート、駅等の付近において、歩行者、自転車利用者等に対し交通安全チラシ、パンフレット等を配布し、交通安全の広報啓発を行う。	安全チョッキ、帽子、交通腕章等
(4) 道路上の点検・清掃	主要道路、通学路及び公共施設周辺において、空缶拾いのほか、カーブミラー、道路標識、障害物等の点検と清掃を行う。	清掃用具、軍手、ビニール袋等
(5) 福祉施設等付近の除雪	老人ホーム、児童福祉施設等を利用する歩行者の安全な通行のため、当該施設の敷地内を含めた付近道路の除雪を行う。	除雪用具、カラーコーン等
(6) 交通安全マスコット、看板等の作成	荒天時において、屋内でも活動できるものとして、交通安全マスコット、折り鶴、広報看板等を作成する。	作成に必要な材料等

6 警察署長に対する連絡

管理者は、道路における活動場所を設定したものについて、1か月ごとの社会参加活動の日時、場所及び内容について、あらかじめ活動場所を管轄する警察署長に対し書面により連絡するものとする。

7 受傷事故等の防止

責任者は、次に掲げる事項に留意の上、社会参加活動の体験に係る受傷事故等の防止に努めなければならない。

(1) 社会参加活動の開始前に、受講者に対し受傷事故等の防止について、具体的な指示を行うこと。

(2) 歩行者の安全通行のための通行の補助・誘導は、信号機、標識等による交通規制に従い、周囲の車両の通行状況に十分配慮しながら行うこと。

(3) 道路における活動場所では、必ず歩道上で行い、受講者が車道に出ることのないようにすること。

(4) 社会参加活動を体験させる場合は、指定された使用資器材を必ず活用させること。

(5) 社会参加活動を体験させる現場においては、講習指導員等を受講者の活動状況の全体が見渡せ

る地点に配置し、受講者に危険な行動があったときは、直ちに拡声器、警笛等を活用して注意を与えること。

- (6) 不用意な言動等により、一般通行者との紛議事案が生じることのないように注意すること。

8 保険契約の締結

受託者は、受講者の社会参加活動の体験中における受傷事故及び賠償責任事故の発生に備えるため、保険契約を締結しておくものとする。

9 留意事項

責任者は、受講者に社会参加活動を体験させるに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 受講者に対し、社会参加活動を体験することの趣旨、活動の内容及び方法について事前に十分な説明を行うこと。
- (2) 受講者への問診又は外観の観察を行うなど、病気、飲酒等による体調不良者の有無を確認すること。この場合において、体調不良者を確認したときは、別の講習機会を確保すること。
- (3) 受講者の休憩は、気象条件、活動状況等に応じて適宜とらせること。
- (4) 受講者の搬送用車両の駐車場所は、道路外に確保すること。この場合においては、当該駐車場所を管理する者にあらかじめ使用の承諾を得ておくこと。

別表 3（第 2 条関係）

四輪車コースの設定の基準と診断の着眼点

実施場所別等	道路形状	診断の着眼点
1 コース ○ 所要時間 20分程度 ○ 走行距離 おおむね 2 km	(1) 外周、外回り (2) 外周、内回り (3) クランク S 字 (4) 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	○ 速度の加減速の状況 ○ 交差道路への対応 ○ ハンドルさばき、減速調整 ○ 飛び出しに対する警戒状況
2 道路 ○ 所要時間 20分～30分程度 ○ 走行距離 おおむね 2 ～ 3 km	(1) 広路 （往復 2 車線の内側） (2) 狭路 ・ 商店街（ない場合は、細街路） ・ 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)及び(2)ともできれば両側あ るところ	○ 速度の加減速の状況 ○ 飛び出しに対する警戒の仕方 ○ 歩行者、自転車への応じ方

備考 1 所要時間及び走行距離は、受講者 1 人当たりの基準を示す。

2 所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別表 4（第 2 条関係）

二輪車コースの設定の基準と診断の着眼点

実施場所別等	道路形状	診断の着眼点
1 コース ○ 所要時間 20分程度	(1) 慣熟走行 (2) 目標制動 (3) コーナーリング (4) スラローム	○ 正しい運転姿勢、基本走行 ○ ブレーキ操作と制動距離 ○ カーブでの進路保持と速度調整 ○ ハンドル操作と速度調整
2 道路 ○ 所要時間 20分～30分程度 ○ 走行距離 おおむね 2 ～ 3 km	(1) 広路 （往復 2 車線の内側） (2) 狭路 ・ 商店街（ない場合は、細街路） ・ 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)及び(2)ともできれば両側あるところ	○ 速度の加減速の状況 ○ 飛び出しに対する警戒の仕方 ○ 歩行者、自転車への応じ方

備考 1 所要時間及び走行距離は、受講者 1 人当たりの基準を示す。

2 所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別表 5 (第 2 条関係)

二輪車技能診断課題設定の基準

課 題	課 題 の 設 定 の 基 準		指 導 の ね ら い
1 慣熟走行		① 最初は低速で外周を走行する。 ② 2 回目は、外周 3 周を走行後、S 字、クランク等の屈折コースに入り、順次速度を上げる。	○ 受講者の技能レベルと問題走行を見極める。
2 目標制動	40km/h ↓ 制動開始 △ △パイロン レーダー 9.5m 停止 目標 地点 13.2m 22.0m △ △ 33.0m	① 40km/hで行う。ただし、一般原動機付自転車は30km/hとする。 ② 前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③ 目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④ 後輪ブレーキは、13.2m 以下ではロックするので、1 回限りとする。 ⑤ ギヤは4 速以上とする。(エンジンプレーキがかからないようにするため。) ⑥ 走行順序は、技能の高い受講生からとする。	○ 理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。 ○ バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。
3 コーナーリング	0.6m △ ●R10m △ 0.6m △ ●R7m △	① 一定の速度で旋回させる。 ② 指示速度は10km/hから 2 ～ 3 km/hずつ上げる。 ③ 半径10m円が設置できない場合は、半径 7 mでもよい。 ④ 受講生が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講生が半周する時間を計測し、速度に換算の上記録する。 ⑤ 指導員が危険と判断するまでは、受講生に聴きながら速度を上げられるまで上げさせる。	○ カーブでの進路保持の難しさを認識させる。 ○ 曲率と自分の限界速度を自覚させる。
4 スラローム	パイロン △ 4m △ △ △ パイロン △ 8m △ △	① パイロンの間隔は、4 m と 8 m の 2 種類とし、4 m から始める。 ② 走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③ 他の受講生に通過時間を計測させる。	○ パイロンの短いコースでは、車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○ わずかな速度超過、操作遅れがパイロンクリアできないことを認識させる。

講習中	17cm
30cm	

- 注1 金属、木、その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
- 2 文字の色彩は黒色、字の色彩は白色とする。
- 3 「講習中」の文字の大きさは、縦、横8.0センチメートルとし、文字の線の太さは、1.0センチメートルとする。
- 4 二輪車、原付車については、縮小して用いることができる。

別記様式第 2 号（第10条関係）

違反者講習実施計画書							年 月 日
公安委員会殿							
受託者（管理者） 所在地 氏名又は名称							
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第 7 章の 3 の規程による違反者講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。							
(講習)							
実施期間		実施場所 (講習会場名)	講習体制			備考	
月別	回数		指導員数	補助者数	講習車両(台)		
4 月							
5 月							
6 月							
7 月							
8 月							
9 月							
10 月							
11 月							
12 月							
1 月							
2 月							
3 月							
計							

注 規格は、A 列 4 番横長とする。

別記様式第3号（第10条関係）

違反者講習実施細目計画書（ 月 分 ）								
公安委員会殿								
受託者（管理者） 所 在 地 氏 名 又 は 名 称								
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の3の規定による違反者講習を次のとおり実施することとしたので、 計画書を提出します。								
実 計 月	施 画 日	実 施 場 所 （ 講 習 会 場 名 ）	社会参加活動を含む講習		社会参加活動を含まない講習		実施責任者	備 考
			指導員 （人）	活 動 内 容	指導員 （人）	講習車両（台） 四 輪 二 輪		

注 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第4号（第11条関係）

違反者講習管理台帳

[illegible]

注 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第5号（第12条関係）

違反者講習受講予定者通知書						
社会参加活動を含む講習 社会参加活動を含まない講習						
殿						
公安委員会						
年 月 日						
下記の者に対し、道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を実施するよう通知します。						
講習日 年 月 日						
講習会場						
番号	氏名	生年月日	免許証番号	講習車両		備考
				四輪	二輪	

注 規格は、A列4番横長とする。

違反者講習移送通知書	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
公 安 委 員 会 印	
下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 年 月 日 公安委員会付
免 許 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第102条の 2 に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

注 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における
住所地を管轄する公安委員会を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

違反者講習移送通知書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

公 安 委 員 会 印

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自 動 車 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の 4 の 2 に該当
基準該当時公安委員会	
備 考	

注 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における
住所地を管轄する公安委員会を記載すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。

違反者講習通知移送通知書	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
公 安 委 員 会 印	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 年 月 日 公安委員会付
免 許 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第102条の 2 に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

注 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における
住所地を管轄する公安委員会を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

違反者講習通知移送通知書	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
公 安 委 員 会 印	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自 動 車 の 種 類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の 4 の 2 に該当
講 習 通 知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備 考	

注 1 基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における
住所地を管轄する公安委員会を記載すること。

2 規格は、A 列 4 番縦長とする。

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

公 安 委 員 会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会付
免 許 の 種 類	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

公 安 委 員 会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自 動 車 の 種 類	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第12号（第14条関係）

違反者講習通知手数料納付書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所 氏名			
北海道公安委員会手数料条例第2条第1項の規定により、違反者講習手数料を納付します。			
講習月日	年 月 日	講習場所	
収入証紙貼付欄			

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第13号（第14条関係）

違反者講習受講者名簿								
実施年月日 年 月 日 時 分～ 時 分				講習区分 ☐ 社会参加活動を含む講習 ☐ 社会参加活動を含まない講習				
講習会場								
番号	氏 名	生 年 月 日	免 許 証 番 号	講 習 車 両 四 輪	二 輪	担当講習員 指 導 員	終了証明 書 番 号	備 考

注 規格は、A列4番横長とする。

違反者講習結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

受託者（管理者）

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の3による違反者講習を次のとおり実施したので報告します。

講習会場名（ ）

講習日	講習区分	受講人員	講習指導員	担当内容	備考
月	社会参加活動を含む講習	人			
日	社会参加活動を含まない講習	人			

注1 担当内容欄には、指導員が実施した講習内容を簡記すること。
2 違反者講習受講者名簿の写しを添付し報告すること。
3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第15号（第19条関係）

違反者講習実績報告書（ 月 分 ）											
公安委員会殿											
受託者（管理者） 所在地 氏名又は名称											
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の3の規定による違反者講習を次のとおり実施したので、報告書を提出します。											
実 施 月 日	実 施 場 所 (講習会場名)	社会参加活動を含む講習			社会参加活動を含まない講習					実施責任者	備 考
		受講 人員	指導員 (人)	活 動 内 容	受講 人員	指導員 (人)	講習車両(台)				
							四 輪	二 輪	原 付		

注 規格は、A列4番横長とする。

違反者講習運転適性診断実施状況報告書

（ 月分）

受託者名

講 習 区 分	受講人員 (A)	実 施 区 分	実施回数	実施人員 (B)	実施率 (B／A)
社会参加活動を含む講習					
社会参加活動を含まない講習					

注1 様式には、講習実施基準に定める運転適性についての診断と指導のうち、運転適性検査器材の使用による診断、実車による診断及び運転シミュレーター操作による診断の実施状況を記載すること。

2 実施区分欄には、運転適性についての診断に使用した運転適性検査器材の種別並びに実車及び運転シミュレーターの種別（四輪・二輪・原付）をそれぞれ記載すること。この場合において、運転シミュレーターに替えて模擬運転装置を使用したときは、その旨を記載すること。

3 実施回数は、班又はグループ単位に実施した回数とする。

4 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第17号（第19条関係）

違反者講習運転適性診断実施結果報告書

（ 月分）

受託者名

実施区分		実施結果		判定値 4 以上		判定値 3		判定値 2 以下		70%以上		70%未満		計
		人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	
運転適性検査器材・運転シミュレーター診断														
筆記診断（－）														

- 注 1 講習区分ごとに別葉とすること。
- 2 様式には、講習実施基準に定める運転適性についての診断と指導のうち、運転適性検査器材の使用による診断、運転シミュレーター操作による診断及び筆記による診断の実施結果を記載すること。
- 3 運転適性検査器材、運転シミュレーター診断欄には、運転適性についての診断に使用した運転適性検査器材の種類及び運転シミュレーターの種別（四輪・二輪・原付）をそれぞれ記載すること。この場合において、運転シミュレーターに替えて模擬運転装置を使用したときは、その旨を記載すること。
- 4 規格は、A列4番横長とする。

違反者講習業務日誌

実施日 (年 月 日)
(教室)

講習日時		年 月 日 () 自 時 分 天候 至 時 分						
講習会場								
受講人員		社会参加活動を含む講習				人 (欠講者 人)		
		社会参加活動を含まない講習(実車)				人 (欠講者 人)		
社会参加活動	活動場所							
	活動場所							
講習指導員		社会参加活動を含む講習						
		社会参加活動を含まない講習(実車)						
講習指導補助者名		社会参加活動	引率指導					
			引率指導					
			引率指導					
			引率指導					
			引率指導(輸送)					
			引率指導(輸送)					
		社会参加活動を 含まない講習	実車指導	(号車 人)				
			実車指導	(号車 人)				
			実車指導	(号車 人)				
			実車指導	(号車 人)				
			実車指導	(号車 人)				
			実車指導	(号車 人)				
			実車指導	(号車 人)				
適性検査		担当者	検査結果					
			5	4	3	2	1	計
		補助者						
備考								

注 規格は、A列4番縦長とする。

[illegible]

2 免許種別は、大型・中型・準中型・普通・二輪の区分により記載する。

3 規格は、A列4番縦長とする。